

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第27条の規定により公告します。なお、本件は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続を行う電子入札案件であり、事務の取扱いについては、福山市電子入札実施要領を適用します。

また、本件は、開札後に資格の有無を審査する「一般競争入札（ダイレクト型）」により行い、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱を適用します。

2024年(令和6年)6月7日

福山市長 枝 広 直 幹

【総合評価方式（特別簡易型）】 【地域限定工事】 【低入札価格調査制度対象案件】 【自己採点方式】

1 工事名	道路舗装工事（春日坪生1号幹線・6-2）		
2 工種	舗装工事		
3 工事場所	福山市坪生町四丁目及び坪生町六丁目地内		
4 工事概要	工事延長	579.0m	
	舗装幅員	6.0~10.5m	
	不陸整正工	3,800㎡	
	表層工	3,800㎡	
	区画線工	2,030m	
5 工事期間	契約締結の日から2024年(令和6年)10月31日まで		
6 落札者の決定方法	価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価方式により決定する。なお、落札者決定基準は、10(1)から10(3)までで定める。		
7 総合評価方式（特別簡易型）による理由	技術的課題も少なく、標準的な施工技術の範囲で対応可能であり、技術的な工夫の余地も極めて少ないことから、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当であるため、「特別簡易型」により実施する。		
8 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	23,612,000円		
9 入札参加資格要件			
(1) 2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）入札参加資格認定			
ア 福山市建設工事入札参加資格認定工種	舗装工事の認定を受けている者		
イ アの工種に係る経営事項審査の総合評定値及び等級（アの資格申請時）	【指定する数値】	【等級】	
	650点以上	A又はB	
(2) 年間平均完成工事高	予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上であること。		
(3) 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。			
(4) この公告の日から落札決定の日までにおいて、福山市の指名除外又は指名留保期間中でないこと。			
(5) 施工実績	必要なし		
(6) 建設業の許可別	特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者		
(7) 対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	福山市内に本店を有する者		
(8) 入札参加できる地域名	福山市条件付一般競争入札事務処理要綱別記3に定める「第3地域」に本店を有する者		
(9) 上位等級から入札参加できる者の本店所在地の区域	なし		
(10) 技術者	開札日の前日において、対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置できる者	開札日の前日において、入札参加者と直接的な雇用関係にある者であること。	
(11) 現場代理人	開札日の前日において、入札参加者と直接的な雇用関係にある者を工事現場に常駐で配置できる者		
(12) その他	なし		
10 総合評価に関する事項			
(1) 落札候補者の決定	入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうちから提出された技術資料等に基づき、10(2)の総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定する。ただし、調査基準価格未満の価格で入札した者のうち、低入札価格調査において失格又は無効となった者については、落札候補者となることができない。また、落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。		
(2) 総合評価の方法	標準点に加算点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値により評価する。 ・技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（各評価項目の得点の合計を50点に換算した点数） ・評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数第4位以下切捨て）		
(3) 評価項目及び評価基準	別表1による。		

(4) 自己採点表	<p>ア 別表1の評価項目について、同表の評価基準及び別表2の技術資料等に基づいて自己採点を行い、自己採点結果を記入した「自己採点表」を11(2)の期間内に電子入札システムにより提出すること。</p> <p>イ 次の入札は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己採点表を11(2)の期間内に提出しない入札参加者による入札 ・自己採点表に必要事項が記載されていない入札参加者による入札 <p>ウ 提出された自己採点表は、返却しない。</p> <p>エ 自己採点表の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。</p> <p>オ 自己採点表の作成に際し、福山市建設政策課（契約担当）ホームページに掲載する「総合評価方式に係る「自己採点方式」実施マニュアル」を確認し、その内容を遵守すること。</p>
(5) 技術資料等	<p>ア 開札後に、発注者から技術資料等の提出依頼を受けた者は、別表2による技術資料等を作成し、持参により11(3)に提出するものとする。</p> <p>イ 次の入札は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術資料等を依頼時に指定した期間内に提出しない入札参加者による入札 ・技術資料等に必要事項が記載されていない入札参加者による入札 <p>ウ 提出された技術資料等は、返却しない。</p> <p>エ 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。</p>
1 1 開札までの日程	
(1) 入札書受付期間（電子入札）	2024年(令和6年)6月24日(月) から同月25日(火)9時から16時まで
(2) 自己採点表提出期間（電子入札）	2024年(令和6年)6月24日(月) から同月25日(火)9時から16時まで ※入札時に「工事費内訳書」とともに、電子入札システムに添付して提出すること。
(3) 技術資料提出先	建設局建設管理部建設政策課契約担当（084-928-1076） 福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎10階
(4) 質問書提出期限	2024年(令和6年)6月20日(木)
(5) 質問書提出先	建設局土木部道路整備課（084-928-1082） 福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎10階
(6) 質問書の回答期限及び方法	2024年(令和6年)6月21日(金) 福山市建設政策課契約担当ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keiyaku/ 以下同じ。)に掲載
(7) 開札日時（立会は、任意）	2024年(令和6年)6月26日(水) 9時30分
(8) 開札場所	福山市役所本庁舎10階入札室（福山市東桜町3番5号）
(9) 低入札価格調査	<p>評価値の最も高い者が調査基準価格未満であり、かつ価格による失格基準以上である場合は、低入札価格調査資料の提出依頼をするので、指定する日時までに次の様式を持参により提出すること。なお、提出がない場合は、当該入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査書類提出書（様式第1号） ・低入札価格調査制度用工事費内訳書（様式第2号） ・労務賃金調書（様式第3号）
(10) 低入札価格調査書類の提出先	上記11(3)に同じ。
(11) 資格要件確認書類 【入手先】福山市建設政策課契約担当ホームページ	<p>落札候補者には、電子入札システムで資格要件確認書類の提出を依頼しますので、指定する日時までに次の書類を電子入札システムに添付して送信すること。</p> <p>「資格要件確認書類提出書」、「技術者の資格・工事経験調書（資格要件の確認できる資料を添付）」、「誓約書」、「建設業の許可証明書又は通知書の写し」及び「経営事項審査総合評定値通知書の写し（年間平均完成工事高を満たしていることが確認できるもの及び有効期限内で最新のもの）」</p>
1 2 設計図書等	
(1) 設計図書等確認期間	2024年(令和6年)6月7日(金) から 同年6月21日(金) まで
(2) 設計図書等の確認方法	福山市建設政策課契約担当ホームページで確認してください。
(3) 問合せ先	
総合評価に関するもの	上記11(3)に同じ。
設計図書等に関するもの	上記11(5)に同じ。
1 3 その他の入札条件及び留意事項	
(1) 年間平均完成工事高とは、入札参加申請時に提出した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書に記載している当該工種の完成工事高である。	
(2) 福山市電子入札実施要領、福山市建設工事総合評価方式試行要綱及び福山市建設工事低入札調査基準価格事務取扱要領を確認の上、福山市が定める入札条件・入札心得に従うこと。	
(3) 入札保証金、入札違約金、郵送入札の可否、無効入札その他必要な事項については、福山市建設政策課契約担当ホームページに掲載する入札条件及び入札心得に定めるものとする。	
(4) 落札者となったときは、あらかじめ届け出た現場代理人及び技術者を配置すること。	

評価項目及び評価基準（特別簡易型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
1 企業の施工能力	(1)過去15か年度の同種・同規模以上の工事の施工実績(1件)	過去1～5か年度に同種・同規模の2倍以上の施工実績あり	2.0
		過去6～10か年度に同種・同規模の2倍以上の施工実績あり	1.7
		過去11～15か年度に同種・同規模の2倍以上の施工実績あり	1.3
		過去1～5か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	1.3
		過去6～10か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	1.0
		過去11～15か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	0.7
		同種・同規模以上の工事の施工実績なし	0.0
		8.5点以上	6.0
		6.5点以上8.5点未満 (6.0×(平均点(小数第2位四捨五入)-6.5)÷2.0) (小数第2位四捨五入)	6.0 ～0.0
	(2)過去10か年度の同一工種の工事成績評定点3件の平均点	6.5点未満	0.0
		(3)過去3か年度における同一工種での福山市建設工事優良成績者表彰実績	表彰実績あり 表彰実績なし
	(4)過去5か年度の同種工事(自社で施工したものに限る。)の施工実績	施工実績2件以上あり	2.0
		施工実績1件あり	1.0
		施工実績なし	0.0
(5)自社による施工の誓約	誓約あり	2.0	
	誓約なし	0.0	
(6)アスファルトフィニッシャの保有状況	自社で保有している	1.0	
	長期賃貸借契約を締結しているものを保有している	0.5	
	その他	0.0	
(7)タイヤローラの保有状況	自社で保有している	1.0	
	長期賃貸借契約を締結しているものを保有している	0.5	
	その他	0.0	
(8)マカダムローラの保有状況	自社で保有している	1.0	
	長期賃貸借契約を締結しているものを保有している	0.5	
	その他	0.0	
(9)モーターグレーダの保有状況	自社で保有している	1.0	
	長期賃貸借契約を締結しているものを保有している	0.5	
	その他	0.0	
小計			17.0
2 配置予定技術者の能力	(1)保有する資格	一級国家資格者又は技術士	2.0
		二級国家資格者又は一級技士補	1.0
		その他	0.0
		※一級舗装施工管理技術者である場合は2点、二級舗装施工管理技術者である場合は1点を加算する。	
	(2)過去15か年度の同種・同規模以上の工事の主任(監理)技術者としての従事経験(1件)	過去1～5か年度に同種・同規模の2倍以上の従事経験あり	4.0
		過去6～10か年度に同種・同規模の2倍以上の従事経験あり	3.3
		過去11～15か年度に同種・同規模の2倍以上の従事経験あり	2.7
		過去1～5か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	2.7
		過去6～10か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	2.0
	過去11～15か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	1.3	
	同種・同規模以上の工事の従事経験なし	0.0	
(3)過去10か年度の同一工種の工事成績評定点3件の平均点	8.5点以上	4.0	
	6.5点以上8.5点未満 (4.0×(平均点(小数第2位四捨五入)-6.5)÷2.0) (小数第2位四捨五入)	4.0 ～0.0	
(4)継続教育(CPD)の取組状況	6.5点未満	0.0	
	建設系CPD協議会の加盟団体の行う継続教育の取得単位が基準以上である	1.0	
(5)過去3か年度における同一工種での福山市建設工事優良成績者表彰実績	取得しているが基準未満である	0.5	
	取得していない	0.0	
	表彰実績あり	1.0	
(6)若手技術者の配置	※上記の実績が過去3か年度で2回以上ある場合は1点を加算する	1.0	
	表彰実績なし	0.0	
(6)若手技術者の配置	40歳以下の技術者を配置している	2.0	
	40歳以下の技術者を配置していない	0.0	
小計			17.0
3 地域精通性	(1)工事場所と本店の位置関係	工事施工場所と同一の小学校区	3.0
		工事施工場所と同一の地域(A～F)で隣接する小学校区	2.5
		工事施工場所と同一の地域(A～F)	2.0
		工事施工場所と他地域の隣接する小学校区	1.0
		その他	0.0
		小計	3.0
算出式は次のとおりとする。 (3.0×企業の社会貢献度(下配合計点)÷7) (小数第2位四捨五入)			3.0 ～0.0
4 企業の社会貢献度	(1)障がい者の雇用状況	障がい者雇用率が法定基準以上である	1.0
		障がい者雇用率が法定基準未満であるが1人以上雇用している。	0.5
	(2)次世代育成支援の取組状況	雇用していない	0.0
		取り組んでいる	1.0
	(3)男女共同参画の取組状況	取り組んでいない	0.0
		建設工事に係る女性の技術者を1人以上雇用している	1.0
	(4)ふくやまワーク・ライフ・バランス認定の有無	雇用していない	0.0
認定あり		1.0	
(5)福山市災害応急対策協力事業者登録の有無	認定なし	0.0	
	登録あり	1.0	
(6)建設業労働災害防止協会への加入の有無	登録なし	0.0	
	加入している	1.0	
(7)協力雇用主登録の有無	加入していない	0.0	
	登録あり	1.0	
小計			3.0
合 計			40.0
標準点(基礎点)	100点		
加算点	価格以外の評価点の合計を50点換算		
技術評価点	標準点+加算点		
評価値	技術評価点÷入札価格×10,000.000.000 (小数第4位以下切捨て)		

(備考)

1 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去15か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に元請として完成・引渡し完了した工事である。 ・同種・同規模以上の工事とは、舗装工事であって、表層工が3,800㎡以上の工事である。 ・同種・同規模の2倍以上の工事とは、上記工事の内、表層工が7,600㎡以上の工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・本市（上下水道局及び市民病院を含む。1(2)、1(3)、2(2)、2(3)及び2(5)において同じ。）及び他の公共発注機関（国・都道府県など）のものを実績として認める。
1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に完成・引渡し完了した最終契約金額が500万円以上の舗装工事に係る工事成績評定点の成績上位工事3件の平均点である。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省中国地方整備局の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・過去10か年度^{※1}（今年度は、含まない。）において、3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても65点として取り扱うものとする。
1 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に、舗装工事で表彰された実績であり、表彰日を基準とする。 ・対象工事は、本市発注の工事とする。
1 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に元請として完成・引き渡し完了した工事である。 ・同種工事（自社で施工したものに限り）とは、舗装工事であって、基層工（アスファルト）及び表層工（アスファルト）を施工する際、受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等で全て施工したものであり、最終契約金額が500万円以上の工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・対象工事は、本市が発注した工事とし、上記を満たす工事であれば「自社施工型」として発注した工事に限らず、施工実績として認める。
1 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社による施工の誓約とは、基層工（アスファルト）及び表層工（アスファルト）を施工する際、受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等で全て施工することを誓約することである。
1 (6)～(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期賃貸借契約」とは、この工事の公告日前1か年以上継続してレンタル契約を締結している場合である。なお、ファイナンスリースによる場合は、自社保有に区分する。
2 (1) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・「一級国家資格者」とは、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者である。 ・「二級国家資格者」とは、二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士である。 ・「一級技士補」とは、一級土木施工管理技術検定又は一級建設機械施工管理技術検定の第1次検定に合格した者である。 ・「技術士」とは、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく資格であり、第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者である。
2 (2) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・過去15か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に元請の主任（監理）技術者として従事し、完成・引渡し完了した工事である。 ・同種・同規模以上の工事とは、舗装工事であって、表層工が3,800㎡以上の工事である。 ・同種・同規模の2倍以上の工事とは、上記工事の内、表層工が7,600㎡以上の工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・本市及び他の公共発注機関（国・都道府県など）のものを実績として認める。 ・従事経験について、途中交代のものは、認めない。
2 (3) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に完成・引渡し完了した元請の主任（監理）技術者として従事した最終契約金額が500万円以上の舗装工事のうち、成績上位工事3件の平均点である。ただし、途中交代のものは、認めない。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省中国地方整備局の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・過去10か年度^{※1}（今年度は、含まない。）において、3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても65点として取り扱うものとする。
2 (4) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系CPD協議会の加盟団体が行う継続教育（CPD）である。
2 (5) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に、舗装工事の元請の主任（監理）技術者として表彰された実績であり、表彰日を基準とする。 ・対象工事は、本市発注の工事とする。
2 (6) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以下の技術者とは、開校日の前日において、40歳以下であり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者である。
3 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工場所と同一の小学校区とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則別表第1に定める「坪生小学校区」である。 ・工事施工場所と同一の地域（A～F）とは、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱別記2に定める「E地域」である。 ・工事施工場所と同一の地域（A～F）に隣接する小学校区とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則別表第1に定める「春日小学校区」、「鞆山小学校区」及び「大谷台小学校区」である。 ・工事施工場所と他地域の隣接する小学校区とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則別表第1に定める「竹尋小学校区」である。
4 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により義務付けられている障がい者雇用率は「2.5%」である。
4 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する場合に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の認定を受けている。（厚生労働省各都道府県労働局） イ 「仕事と家庭の両立支援企業」として登録し、登録証の交付を受けている。（広島県） ウ 就業規則に育児休業制度を規定している。
4 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者である。（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第40条に規定する技士補は除くものとする。）実務経験にあっては、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されている者とする。
4 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくやまワーク・ライフ・バランス認定（経済環境局経済産業振興課所管）とは、仕事と家庭の両立の支援など男女共同参画の推進に取り組む事業者等の認定である。
4 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業労働災害防止協会とは、労働災害防止団体にに基づき厚生労働大臣が認可した団体である。
4 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ・協力雇用主登録とは、犯罪や非行をした人の雇用に協力するための保護観察所への登録である。（法務省保護局）

※1「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の期間である。なお、今年度は2024年度（令和6年度）のことであり、2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日までの1年間の期間である。

※2 配置予定技術者とは、公告本文9(10)の技術者として本工事に配置される予定の技術者のことであり、総合評価の技術資料に記載して提出した者から変更することは、原則として認めないものとする。

別表2 総合評価の技術資料等に関する書類

項目	様式		備考
自己採点表	総合評価方式（特別簡易型）【自己採点表】（舗装工事）		
1 提出書類目録	(1) 技術資料等書類目録	(様式2-1号)	
2 企業の施工能力に関する書類	(1) 同種・同規模工事の施工実績調書	(様式2-2号)	他の発注機関によるものについては、施工実績が確認できる書類を添付すること。
	(2) 同一工種の元請としての実績工事の成績評定点	(様式2-3号)	成績上位工事3件について記載すること。
	(3) 同一工種の元請としての福山市建設工事優良成績者表彰実績調書	(様式2-4号)	表彰された実績について記載すること。
	(4) 同種工事（自社で施工したものに限る。）の施工実績調書	(様式2-5号)	自社で施工した工事について記載すること。
	(5) 自社による施工の誓約書	(様式2-6号) (様式2-7号)	自社による施工の誓約をする場合に提出すること。
	(6) アスファルトフィニッシャ等の保有状況調書	(様式2-8号)	・アスファルトフィニッシャ、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダの保有又は賃貸借契約の内容が確認できる書類を添付すること。
3 配置予定技術者の能力に関する書類	(1) 同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての施工経験調書	(様式2-9号)	他の発注機関によるものについては、施工実績が確認できる書類を添付すること。
	(2) 同一工種の主任（監理）技術者としての経験工事の工事成績評定点	(様式2-10号)	成績上位工事3件について記載すること。
	(3) 継続教育の取組状況調書	(様式2-11号)	学習履歴が確認できる書類を添付すること。
	(4) 同一工種の主任（監理）技術者としての福山市建設工事優良成績者表彰実績調書	(様式2-12号)	表彰された実績について記載すること。
	(5) 配置若手技術者調書	(様式2-13号)	配置する若手技術者について記載すること。
4 企業の社会貢献度に関する書類	(1) 障がい者雇用申告書	(様式2-14号)	障がい者雇用状況報告書等を添付すること。
	(2) 次世代育成支援等の取組状況調書	(様式2-15号)	・厚生労働省各都道府県労働局長の認定通知書、広島県が交付する「仕事と家庭の両立支援企業」の登録証又は労働基準監督署に届出済みの就業規則の写し等を添付すること。 ・資格を証する書類及び雇用関係を証する書類を添付すること。 ・建設業労働災害防止協会へ加入していることを証するものの写しを添付すること。